

「訪問看護医療 DX 情報活用加算」に伴う掲示

令和 6 年度診療報酬改定に伴い、「訪問看護医療 DX 情報活用加算」が新設されました。

訪問看護リハビリステーション あるふぁ相模大野では、関東信越厚生局に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、オンライン資格確認によって利用者の診療情報や薬剤情報、特定健診情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供いたします。これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。（令和 6 年 6 月 1 日より算定開始）

算定内容

訪問看護医療 DX 情報活用加算 月 1 回に限り 50 円

対象者

医療保険で訪問看護（訪問看護療養費）を算定している方が対象です。

施設基準

これに関係する施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。具体的には次に掲げる事項を掲示していること。
 - ア. 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施している訪問看護ステーションであること。
 - イ. マイナ保険証の利用を推進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいる訪問看護ステーションであること。
4. 施設基準 3 の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年 6 月 1 日

訪問看護リハビリステーション あるふぁ相模大野



とっても
簡単!

マイナンバーカード

訪問看護版

1 同意の確認

診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

全ての項目に同意する

同意項目については、以下の項目をご確認ください。

手術情報の提供

☐ 同意する ☐ 同意しない

薬剤情報の提供

☐ 同意する ☐ 同意しない

特定健診等情報の提供

☐ 同意する ☐ 同意しない

限度額情報の提供

☐ 同意する ☐ 同意しない

特定疾病療養受療証情報の提供

☐ 同意する ☐ 同意しない

全ての項目に同意する

▶ 同意内容を確認する

2 本人確認

4ケタの暗証番号を入力してください。

暗証番号

暗証番号を入力してください

● ● ● ●

1 2 3

4 5 6

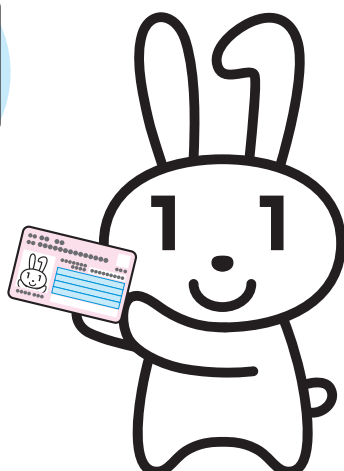
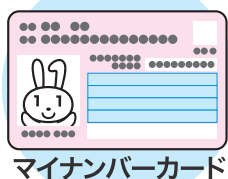
7 8 9

0 キャンセル

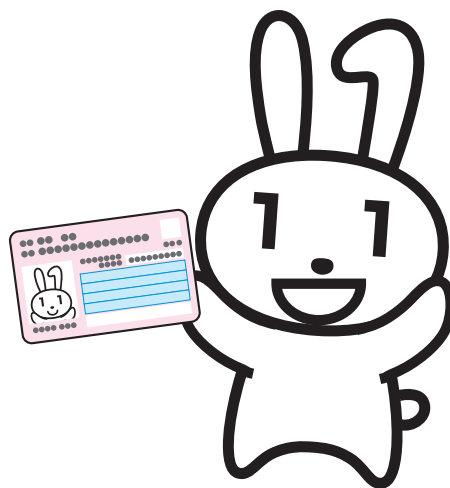


3 資格確認

マイナンバーカードを
読み取らせてください。



4 確認完了



カードをご利用ください

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。